

国立研究開発法人国立がん研究センター理事会 2026（令和 8）年度第 4 回議事概要

日 時：2026（令和 8）年 7 月 31 日（金）10：30～12：00

場 所：国立がん研究センター 管理棟 第一会議室 ※Webex 使用

出席者：間野博行理事長、土原一哉理事、平沼直人理事、山内英子理事、本田麻由美理事、小島博己理事、小野高史監事、近藤浩明監事、瀬戸泰之中央病院長、土井俊彦東病院長

I. 前回 2026（令和 8）年度第 3 回議事録の確認

- ・前回議事録について了承。
- ・前回議事録署名人を小島理事と近藤監事に依頼。

II. 報告事項

1. 広報実績等

資料に沿って報告された。

2. 令和 7 年度 国際戦略室実績報告

資料に沿って報告。

【主な意見等】

- ・令和 7 年度の国際戦略室の取組について、国際的なリーダーシップを発揮し、多くの成果を上げていることを高く評価する。英語版ホームページについても、アクセス数が増加しているだけでなく、海外からの見学希望者が受入れ窓口や応募書類へ容易にたどり着ける構成となっており、「What's New」に最新情報が掲載されるなど、海外の利用者にとって分かりやすい内容となっている。国立がん研究センターの国際的なプレゼンスをさらに高めていく重要な時期であるため、引き続き取組を推進いただきたい。
- ・当センターが国内のみならず、国際的ながん対策の枠組みにおいて重要な役割を担っていることは、国内では十分に知られていないのではないかと。Scientific Advisory Board への参画や G7 Cancer における役割等について、プレスリリースなどを通じ、より積極的に情報発信してはどうか。
- －G7 Cancer の議長国及び事務局が日本に移ったこと等については、ホームページには掲載しているが、メディアへ直接情報提供するプレスリリースとしての発信は行えていない可能性がある。
- －一般紙では直ちに記事として取り上げることが難しい内容であっても、がん関連月間等の機会に取り上げる題材としてメディア側に蓄積されるため、プレスリリースとして継続的に情報提供することには意義がある。
- －G7 Cancer は、今春の日仏首脳共同声明にも盛り込まれるなど、国際的にも認知されている。その中で、議長国及び事務局が日本に移ったことについては、プレスリリースとして発信すべき内容であったと認識している。今後の広報対応について検討する。

3. 2025 年度の知財・産学連携活動実績に関する報告

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・知財関連実績として示された収入は大きな成果である。得られた知財収入を、次の研究開発や人材育成へどのように循環させているのか。
- －知財収入として 2.3 億円を確保しているが、特定の目的やプロジェクトに充当する形で

はなく、当センター全体の収入として受け入れている。間接経費と同様に、結果としてセンターの活動全般に活用されているものの、知財収入額に対応して研究開発等へ特別に再配分する仕組みは、現状では設けていない。

- －知財収入の活用方法については、知財部門の体制をさらに強化することも選択肢となり得るため、今後検討したい。

4. 2026 年度第 1 回適正経理管理室会議

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・取引業者から誓約書を徴求せず取引を開始した事案については、安易に例外を設けないことが重要である。また、現場がルールを定め、その取扱いの変更まで現場のみで完結させる運用では、内部統制が十分に機能しない。現場、本部及び内部監査の各段階でチェックが働く仕組みとする必要がある。
- ・手順では、やむを得ず取引を開始する場合、コンプライアンス室に確認結果を共有することとされているが、誓約書の徴求に関するルールを所管しているのはコンプライアンス室ではない。例外とする判断の妥当性を確認する必要があるものの、コンプライアンス室を例外的な取扱いの確認・承認を担う意思決定ルートに位置付けることが、ガバナンス上適切であるか確認したい。研究管理部門や財務・調達部門など、ルールを所管する部署が判断すべきではないか。
- －担当者のみの判断で例外的な取扱いを認めることは不適切であるため、今回定めた手順では、担当部署の課長級職員による確認を必須としている。また、事後に適正経理管理室会議へ報告し、さらにコンプライアンス室へ確認結果を共有することとしている。担当部署の管理職による確認及び適正経理管理室会議への報告という流れは維持される。
- －適正経理管理室会議は横断的な組織であり、開催も四半期に一度である。日常的に発生し得る例外的な事案について、同会議で適時に管理できるのか。個別事案が発生した段階で相談を受け、判断又は承認する所管部署を明確にする必要があるのではないか。
- －例外を認めないことを原則としつつ、やむを得ない場合には、所定の様式により判断の根拠と記録を残した上で、担当部署の管理職による確認を受ける手順としている。また、本件に限らずイレギュラーな事案が発生した場合には、会議の開催を待たず、適正経理管理室会議の構成員へ随時相談することを想定している。
- －本来は、内部の決裁手続の中で、例外的な事情及びそれを踏まえて取引を認めるかについて判断することが望ましい。今回は第二線としてコンプライアンス室が関与する形としているが、改善の余地があるため、関係部署と連携して対応を検討したい。
- －例外的な取引をセンターとして最終的に認める部署はどこか、また、その判断をコンプライアンス室が担うことがガバナンス上適切かという点について、改めて内部で検討し、報告する。

5. 人事部報告について

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・カスタマーハラスメントを理由として診療を中止する、いわゆる「レッドカード」の対象となった患者は、これまでにどの程度いるのか。自身の所属施設では年間数人程度おり、今後の診療を行わない旨を通知している。
- －中央病院では、把握している範囲において、これまでレッドカードの対象とした事例はない。一方、警察へ通報する事案は年間数例発生しているが、その後、当該患者をレッドカードとして取り扱っているかまでは把握していない。

- －東病院では、所定の手続を経てレッドカードの対象とした患者が数名いる。手続に沿って対応しており、現時点ではトラブルは生じていない。
- －職員を守ることは重要であるため、職員が安全に業務を行えるよう、診療中止等に関する明確なルールを整備していただきたい。
- ・外科医療確保特別加算について、当センターの経営を支える収入として重要である一方、制度の趣旨は外科医の確保及び処遇改善にある。外科学会では、30%以上という基準は最低限のものであり、可能な限り多くを外科医へ還元するよう要請している。病院によって事情は異なるものの、50%又は80%の還元を目指している医療機関もある。また、外科医が担う手術の負担や緊張度を踏まえて設けられた加算であることから、資料中の「30%以上を手当として支給・還元しなければならない」「支給する必要がある」との表現については、外科医のモチベーションを低下させないよう、制度の趣旨が伝わる表現に改めてはどうか。
- －指摘は重要な点であると認識している。一方、当センターでは、今回の加算とは別に、手術従事手当として手術フィーの7%に相当する額を既に還元しており、他院ではあまり見られない手当となっている。また、本加算の対象となる消化器外科手術について、胆石、ヘルニア、虫垂炎等の手術は対象外である一方、当センターではがん手術が多いため、消化器外科領域で実施する手術の多くが対象となる。既存の手術従事手当と今回の調整手当を合わせると、個人への支給額は他院と比較しても遜色のない水準であると認識している。また、若手の消化器外科医を確保するという制度の趣旨を踏まえ、常勤スタッフとフェローとの間に差を設けず、対象手術に従事した者へ一律に手当を支給することとしており、日本消化器外科学会が求める制度の目的にも合致していると考えている。
- －既存の手術従事手当を含めた支給状況や、若手医師にも同様に手当を支給する仕組みについて理解した。このような支給方法であれば、若手を含む外科医のモチベーションの維持にもつながると考える。
- －還元率のみを比較すると、自身の所属施設の方が高いものの、既存の手術従事手当等を含めた支給額で比較すれば、おおむね同程度になると考えられ、十分に検討された金額であると評価する。
- －東病院では、レジデントが優れた研究成果を海外等の学会で発表する場合の旅費や学会関係費用、NCD登録に必要な費用等を負担している。また、内科部門の治験収益の一部を外科医の活動に活用する取組も行っている。手当として直接見えない部分もあるが、他の大学や病院と比較して、研修・研究活動に対する支援は充実していると考えている。

6. 企画経営部報告について
資料に沿って報告された。

以上